

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

- 大規模小売店舗立地法第六條第一項の規定により変更の届出があった件 二〇
- 大規模小売店舗立地法第六條第二項の規定により変更の届出があった件 二〇
- 大規模小売店舗の変更の届出について意見があった件二件 二〇
- 大規模小売店舗立地法による変更の届出について取下げがあった件 二〇
- 漁船損害等補償法第百二十二條第一項の規定による同意を求めるため届出があった件六件 二二
- 土地改良区の定款の変更を認可した件 二二
- 保安林の指定施業要件を変更する件 二二
- 保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする森林所有者等の所在が不明であるため当該通知の内容を掲示した件 二二
- 急傾斜地崩壊危険区域として指定する件 二四
- 落札者を決定した件 二五
- 土地改良区の役員が就退任した旨届出があった件二件 二五
- 一般競争入札を行う件 二七

告 示

福島県告示第三十四号
 大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六條第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を令和七年一月二十一日から同年五月二十一日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福

島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び郡山市産業観光部産業雇用政策課に備え置いて縦覧に供する。
 令和七年一月二十一日

福島県知事 内堀 雅雄

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
 イトーヨーカドー郡山店 福島県郡山市西ノ内二丁目十一番四十号
- 二 変更した事項
 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名（小売業を行う者の住所の変更 二件、小売業を行う者の代表者の変更 四件、小売業を行う者の出店 一件、小売業を行う者の退店 四件）
- 三 届出年月日
 令和七年一月六日
- 四 届出をした者
 株式会社西部開発

（商業まちづくり課）

福島県告示第三十五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六條第二項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を令和七年一月二十一日から令和七年五月二十一日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県相双地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び南相馬市商工観光部商工労政課に備え置いて縦覧に供する。
 令和七年一月二十一日

福島県知事 内堀 雅雄

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
 ヨークベニマル原町西店 福島県南相馬市原町区南町四丁目七番地一ほか
- 二 変更しようとする事項
 駐車場の自動車の出入口の数
 （変更前）三箇所
 （変更後）二箇所
- 三 変更しようとする年月日
 令和七年一月十四日
- 四 届出年月日
 令和七年一月十四日
- 五 届出をした者
 株式会社ヨークベニマル

（商業まちづくり課）

福島県告示第三十六号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により第六条第一項の変更の届出に係り聴取した意見の概要及び第八条第二項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和七年一月二十一日から同年二月二十一日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び須賀川市経済環境部商工課に備え置いて縦覧に供する。

令和七年一月二十一日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
サンデー須賀川店 福島県須賀川市古河十二番地ほか
- 二 法第八条第一項の規定により須賀川市から聴取した意見の概要
意見なし。
- 三 法第八条第二項の規定により述べられた意見の概要
意見書の提出なし

（商業まちづくり課）

福島県告示第三十七号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により第六条第一項の変更の届出に係り聴取した意見の概要及び第八条第二項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和七年一月二十一日から同年二月二十一日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び福島市総務部総務課市民情報室に備え置いて縦覧に供する。

令和七年一月二十一日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
ザ・ビッグ福島大森店 福島県福島市大森字城ノ内二十七番地ほか
- 二 法第八条第一項の規定により福島市から聴取した意見の概要
意見なし。
- 三 法第八条第二項の規定により述べられた意見の概要
意見書の提出なし

（商業まちづくり課）

福島県告示第三十八号

大規模小売店舗立地法による変更の届出があった件（令和七年福島県告示第二号）により告示したヨークベニマル原町西店に係る届出について、令和七年一月十四日付けで当該届出をした者から取下げの届出があった。

令和七年一月二十一日

福島県知事 内堀雅雄

福島県告示第三十九号
漁船損害等補償法施行令（昭和二十七年政令第六十八号）第五条第一項の規定により、漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百二十二条第一項の規定による同意を求めるため、次のとおり届出があった。この届出に係る指定漁船調査を次のとおり縦覧に供する。

令和七年一月二十一日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 届出事項
1 発起人の住所及び氏名
相馬郡新地町杉目字雁小屋一番地の六十四
同 郡同 町大戸浜字宮田七十番地
同 郡同 町大戸浜字宮田六十七番地
2 加入区
新地加入区
- 3 漁船損害等補償法第一百三十三条第一項の申出の相手方の漁業協同組合の名称
相馬双葉漁業協同組合
- 二 指定漁船調査の縦覧の期間及び場所
1 縦覧の期間
令和七年一月二十一日から同年二月四日まで
2 縦覧の場所
相馬市尾浜字追川百九十六番地 相馬双葉漁業協同組合

（水産課）

福島県告示第四十号

漁船損害等補償法施行令（昭和二十七年政令第六十八号）第五条第一項の規定により、漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百二十二条第一項の規定による同意を求めるため、次のとおり届出があった。この届出に係る指定漁船調査を次のとおり縦覧に供する。

令和七年一月二十一日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 届出事項
1 発起人の住所及び氏名
いわき市勿来町九面浜田二十五番地の一
同 市勿来町九面九浦町三十八番地
同 市勿来町関田行屋前十六番地の四
2 加入区
勿来加入区

芳賀 文夫
渡邊 正
今泉 安雄

- 3 漁船損害等補償法第百十三条第一項の申出の相手方の漁業協同組合の名称
いわき市漁業協同組合
- 二 指定漁船調書の縦覧の期間及び場所
- 1 縦覧の期間
令和七年一月二十一日から同年二月四日まで
- 2 縦覧の場所
いわき市中央台飯野四丁目三番地の一 いわき市漁業協同組合

(水産課)

福島県告示第四十一号

漁船損害等補償法施行令(昭和二十七年政令第六十八号)第五条第一項の規定により、漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第百十二条第一項の規定による同意を求めため、次のとおり届出があつた。この届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。

令和七年一月二十一日

福島県知事 内堀雅雄

一 届出事項

- 1 発起人の住所及び氏名
いわき市小名浜下神白字三崎十一番地の三十六 馬目 祐市
同 市中之作字榎戸三十八番地 橋本 侑
同 市江名字寺作十番地の二十七 金田 徳二
- 2 加入区
江名加入区
- 3 漁船損害等補償法第百十三条第一項の申出の相手方の漁業協同組合の名称
いわき市漁業協同組合

二 指定漁船調書の縦覧の期間及び場所

- 1 縦覧の期間
令和七年一月二十一日から同年二月四日まで
- 2 縦覧の場所
いわき市中央台飯野四丁目三番地の一 いわき市漁業協同組合

(水産課)

福島県告示第四十二号

漁船損害等補償法施行令(昭和二十七年政令第六十八号)第五条第一項の規定により、漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第百十二条第一項の規定による同意を求めため、次のとおり届出があつた。この届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。

令和七年一月二十一日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 届出事項
- 1 発起人の住所及び氏名
いわき市平豊間字兎渡路二百九十一番地の九十 大峯 和夫
同 市平豊間字合磯二百九番地の十五 坂本 俊一
同 市平豊間字塩屋台二十番地の八 荒川 良洋
- 2 加入区
豊間加入区
- 3 漁船損害等補償法第百十三条第一項の申出の相手方の漁業協同組合の名称
いわき市漁業協同組合

二 指定漁船調書の縦覧の期間及び場所

- 1 縦覧の期間
令和七年一月二十一日から同年二月四日まで
- 2 縦覧の場所
いわき市中央台飯野四丁目三番地の一 いわき市漁業協同組合

(水産課)

福島県告示第四十三号

漁船損害等補償法施行令(昭和二十七年政令第六十八号)第五条第一項の規定により、漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第百十二条第一項の規定による同意を求めため、次のとおり届出があつた。この届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。

令和七年一月二十一日

福島県知事 内堀雅雄

一 届出事項

- 1 発起人の住所及び氏名
いわき市四倉町字八日四十一番地の四 鈴木 三則
同 市四倉町上仁井田字東山五番地 田所 忠儀
同 市四倉町字栗木作百七番地の十八 佐藤 芳紀
- 2 加入区
四倉加入区
- 3 漁船損害等補償法第百十三条第一項の申出の相手方の漁業協同組合の名称
いわき市漁業協同組合

二 指定漁船調書の縦覧の期間及び場所

- 1 縦覧の期間
令和七年一月二十一日から同年二月四日まで
- 2 縦覧の場所
いわき市中央台飯野四丁目三番地の一 いわき市漁業協同組合

(水産課)

福島県告示第四十四号

漁船損害等補償法施行令(昭和二十七年政令第六十八号)第五条第一項の規定により、漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第一百二十二条第一項の規定による同意を求めるため、次のとおり届出があった。この届出に係る指定漁船調査を次のとおり縦覧に供する。

令和七年一月二十一日

福島県知事 内堀雅雄

一 届出事項

1 発起人の住所及び氏名

いわき市久之浜町久之浜字東町百七番地

同 市久之浜町西二丁目一番地の五

同 市久之浜町西二丁目八番地の十三

2 加入区の名称
久之浜加入区

阿野田 城次
北郷 輝夫
新妻 和夫

3 漁船損害等補償法第十三条第一項の申出の相手方の漁業協同組合の名称
いわき市漁業協同組合

二 指定漁船調査の縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

令和七年一月二十一日から同年二月四日まで

2 縦覧の場所

いわき市中央台飯野四丁目三番地の一 いわき市漁業協同組合

(水産課)

福島県告示第四十五号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、母畑地区土地改良区から令和六年十二月二十五日付けで申請のあった定款の変更について、令和七年一月十日認可した。

令和七年一月二十一日

福島県知事 内堀雅雄

(農村計画課)

福島県告示第四十六号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和七年一月二十一日

福島県知事 内堀雅雄

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

2 郡山市熱海町中山字天狗相撲二の一(次の図に示す部分に限る。)
保安林として指定された目的

公衆の保健

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、郡山市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

二一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

郡山市熱海町中山字天狗相撲一の一、三(次の図に示す部分に限る。)、字西ノ森四

2 保安林として指定された目的
公衆の保健

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、郡山市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

三一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

郡山市逢瀬町多田野字片平萱一の一(次の図に示す部分に限る。)

2 保安林として指定された目的
公衆の保健

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、郡山市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び郡山市役所に備え置いて縦覧に供する。)

(森林保全課)

福島県告示第四十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十三条第六項において準用する同条第三項の規定により、保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第百八十九条の規定により当該通知の内容をいわき市役所の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

令和七年一月二十一日

福島県知事 内堀 雅 雄

- 一 所在の不明な者の氏名
 会田孝子 戸田道雄 後藤文雄 佐藤義昭 山野辺光一郎 新妻太 菅波禎子 瀬谷守男 瀬谷秀武 西山義意 青木友子 石井典夫 石井美代子 船生壽一 中野庄内 中野洋志 馬上博美 片寄勝広 鈴木一夫 會田宗一
- 二 通知の内容の要旨
 1 保安林の指定施業要件を変更したこと。
 2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する予定である件（令和六年福島県告示第六百三十号）によること。

（森林保全課）

福島県告示第四十八号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域として次のとおり指定する。

令和七年一月二十一日

福島県知事 内堀 雅 雄

- 1 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第三条第一項の土地の区域の名称
 久保一号
- 2 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第三条第一項の土地の区域の表示
 次に掲げる地番の土地に存する一点から十一地点までを順次結んだ線及び十一地点と一点を結んだ線に囲まれた土地の区域
 白河市東形見字道ノ入
 六十番 一点 北緯三七度〇五分二八秒〇〇四八
 東経一四〇度一八分三八秒六四六三
 三十番二 二点 北緯三七度〇五分二八秒二五三二
 東経一四〇度一八分三八秒六一三八
 三十番一 三点 北緯三七度〇五分二八秒五三三二
 東経一四〇度一八分三八秒三六〇一
 四十番一 四点 北緯三七度〇五分二九秒五六七一
 東経一四〇度一八分三八秒〇二三八
 五十番一 五点 北緯三七度〇五分二九秒八七五四
 東経一四〇度一八分三八秒五三三〇

公 告

三十番一	六点	北緯三七度〇五分三〇秒一八三六
三十番一	七点	東経一四〇度一八分三九秒二三九八
同 市東形見字吉原	八点	北緯三七度〇五分三〇秒七五七五
六十番	八点	東経一四〇度一八分四〇秒〇五九六
五十八番	九点	北緯三七度〇五分三一秒一二五九
五十七番	十点	東経一四〇度一八分四〇秒二一六七
五十七番三	十一点	北緯三七度〇五分三〇秒一三七一
		東経一四〇度一八分四〇秒九六九三
		北緯三七度〇五分二九秒三五四九
		東経一四〇度一八分四〇秒四七四六
		北緯三七度〇五分二八秒六八一四
		東経一四〇度一八分三九秒八四九一

（砂防課）

土地改良区の名称
安積疏水土地改良区

退任した役員

役別 氏名

理事 國分 周司

同 横田 泰和

同 五十嵐 勝則

同 橋本 幸一

同 廣田 耕一

同 伊東 喜一

同 河治 勝一

同 佐久間 俊一

同 折笠 久夫

同 富塚 一

同 飯塚 義弘

同 善方 春夫

同 河原 良寿

同 大槻 忠洋

同 根本 匠

同 品川 萬里

同 吉田 栄一

同 藤澤 功夫

同 安藤 喜勝

就任した役員

役別 氏名

理事 國分 周司

同 横田 泰和

同 佐久間 俊一

同 飯塚 義弘

同 河原 良寿

同 大槻 忠洋

同 富塚 一

同 橋本 幸一

同 廣田 耕一

同 河治 勝一

同 國分 義之

同 森尾 精一

同 鈴木 幸也

同 佐藤 秀和

住所

郡山市谷地本町七一一番地

須賀川市新町五番地二

本宮市岩根字上清水三九番地

郡山市逢瀬町多田野字河田堀四一番地

同 市日和町字南原二番地の一

同 市片平町字南中町三五番地

同 市片平町字庚垣原一四番地

同 市喜久田町前田沢字上原一七番地

同 市喜久田町字松ヶ作一三番地

同 市安積町荒井字田中屋敷一三番地

同 市三穂田町大谷字西向九四番地

須賀川市守屋字里五四番地

郡山市三穂田町富岡字鍛冶田九五番地

須賀川市館ヶ岡字本郷一五三番地

郡山市咲田二丁目二〇番二号

同 市富久山町久保田字水神山八五番地の四

須賀川市北山寺町六六番地

郡山市熱海町玉川字屋敷四八番地

同 市三穂田町山口字芦ノ口二九番地

住所

郡山市谷地本町七一一番地

須賀川市新町五番地二

郡山市喜久田町前田沢字上原一七番地

同 市三穂田町大谷字西向九四番地

同 市三穂田町富岡字鍛冶田九五番地

須賀川市館ヶ岡字本郷一五三番地

郡山市安積町荒井字田中屋敷一三番地

同 市逢瀬町多田野字河田堀四一番地

同 市日和町字南原二番地の一

同 市片平町字庚垣原一四番地

本宮市岩根字本郷九三番地

郡山市久留米二丁目二〇番地の一

同 市喜久田町前田沢一丁目六六番地

須賀川市今泉字梅田六九番地

同 根本 匠 郡山市咲田二丁目二〇番二号
同 品川 萬里 同 市富久山町久保田字水神山八五番地の四
同 吉田 栄一 須賀川市北山寺町六六番地
同 藤澤 功夫 郡山市熱海町玉川字屋敷四八番地
同 遠藤 傳一郎 本宮市仁井田字西町四七番地

(農村計画課)

福島県教育委員会教育長

公告第1号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の調達について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

令和7年1月21日

福島県教育委員会教育長 大 沼 博 文

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の件名及び数量 福島県教育委員会教職員等におけるマイクロソフト社教育機関向けライセンスプログラム 7,118本
- (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 使用期間 令和7年4月1日から令和10年3月31日まで
- (4) 納入場所 福島県教育庁教育総務課

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 一般競争入札参加資格確認申請書の提出期限の日から開札の日までの間に、福島県から入札参加資格制限措置を受けていない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者にあつては、当該手続開始の決定の後に入札に参加することに支障がないと認められる者であること。
- (4) この公告に示した仕様に合致した物品又はこれと類似する物品の販売又は貸与について相当期間の実績を有する者であること。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に2の(4)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、令和7年2月17日（月）午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。

郵便番号960-8688 福島県福島市杉妻町2番16号

福島県教育庁教育総務課

電話024-521-8658

4 契約条項を示す場所及び期間

3に掲げる場所において令和7年1月21日（火）から同年2月17日（月）まで（土曜日及び日曜日並びに同月11日を除く。）の午前8時30分から午後5時まで

5 入札書の提出場所等

- (1) 入札説明書の配布場所及び問合せ先 3に掲げる場所に同じ。
- (2) 入札及び開札の日時及び場所 令和7年3月4日（火）午前11時 福島県庁西庁舎4階教育総務課分室（郵便により入札に参加する場合は、書留郵便により行うものとし、同月3日（月）午後5時までに福島県教育庁財務課（福島県福島市杉妻町2番16号）に必着のこと。）

6 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 この入札に参加を希望する者は、入札金額（消費税及び地方消費税を含む。）の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

7 入札に参加を希望する者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に関し、福島県教育委員会教育長から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

8 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

9 その他

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 落札者の決定の方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) 福島県政府調達苦情検討委員会からの要請等 福島県教育委員会教育長は、福島県政府調達苦情検討委員会（福島県政府調達苦情検討委員会設置要綱（平成8年福島県告示第320号）第1条に規定する委員会をいう。）から契約停止の要請を受けた場合は契約の執行を停止し、契約を破棄する提案が出された場合は契約を破棄することができる。
- (6) その他 詳細は、入札説明書による。

10 Summary

- (1) Nature and quantity of service contract: License procurement for Microsoft's educational institutions product in the Fukushima Prefectural Board of Education 7,118 licenses
- (2) Time-limit of tender (by hand): 11:00 a.m., 4 March 2025
- (3) Time-limit of tender (by mail): 5:00 p.m., 3 March 2025
- (4) Contact point for the notice: General Affairs Division, Education Bureau, Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugitsuma-cho, Fukushima City, Fukushima 960-8688 Japan TEL 024-521-8658

（教育総務課）